

令和2年美郷町議会議事録

第1回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和2年 2月 27日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 2月 27日 午前 9時30分				
		副議長 福島教次郎				
	散会	令和2年 2月 27日 午後 1時22分				
		副議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	△	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	3番	波多野康博	4番	原 克 美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	旭 林 修 範
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	永 妻 孝 司
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	添 谷 正 夫
	美郷くらし推進課長	高 橋 武 司	大和事務所長	大 畠 修 二
	会計課長	井 上 陽 生	教育課長	漆 谷 千 鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年2月27日(木) 午前 9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	令和2年度 町長施政方針
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第1号 美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 議案第2号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第3号 美郷町子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第5号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第6号 美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

【予算案】

議案第10号 令和2年度美郷町一般会計予算

議案第11号 令和2年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第12号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計予算

議案第13号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算

議案第14号 令和2年度君谷診療所特別会計予算

議案第15号 令和2年度国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和2年度国民健康保険診療所特別会計予算

議案第17号 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算

【一般事件案】

議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第20号 美郷町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第21号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第22号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第23号 美郷町新町建設計画の一部変更について

議案第24号 町道路線の認定について

議案第25号 町道路線の変更について

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●**福島副議長**

おはようございます。

本日は佐竹議長が欠席でございます。副議長である私福島が議長の職を代理させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

ただ今の出席議員は11名でありますので、定足数を満たしております。

ただ今から令和2年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番・波多野議員、4番・原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日27日から3月12日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**福島副議長**

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から3月12日までの15日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●**福島副議長**

町長。

●**嘉戸町長**

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、4点、ご報告いたします。1点目に、美郷バレーの取り組みについて2つ申し上げます。

1つ目は獣害対策の電柵部材の販売開始についてです。美郷バレーの取り組みとして、連携協定を締結している株式会社テザック、国立農研機構、美郷町の3者で共同開発した電柵部材が3月2日から販売開始されます。株式会社テザックを販売元とし、株式会社クイージが販売をされます。また、JAしまねでも販売が協議されています。この電気柵用クリップと支柱は電柵の設置や管理、撤収運搬に労力を大幅に削減できる新しい電柵の部材です。昨年の山くじらフォーラムや産業祭、連合自治会長会議で、町内にご紹介披露してきましたが町内の皆様からの反響の大きさに大変うれしく思っております。2月5日には株式会社テザック秋田谷社長から販売開始に向けた報告をいただき、美郷町民の皆様の協力得て開発できたこと、美郷バレーへの加入について感謝の言葉をいただきました。美郷町をフィール

ドに町民の皆様と一緒に開発された製品の販売開始は、美郷バレーの取り組みを全国に発信する大変よいチャンスと考えています。引き続き産官学民の連携を通して次の成果につなげていきたいと考えています。

2つ目にイノシシ食肉加工施設の建設状況について申し上げます。施設は旧乙原保育所敷地内のおおち山くじら缶詰製造工場に隣接し、木造平屋延べ床面積約139平方メートルで、3月末の完成予定で建設が進められています。事業主体は株式会社おおち山くじらで、一部美郷町と島根県の補助金を活用しています。施設完成後は、イノシシ捕獲処分の労力負担の軽減、捕獲処理頭数の向上、衛生面向上による獣肉製品の安全性の確保を初め、県内外からのイノシシ肉の広域受け入れ拠点として、美郷町はもちろん島根県からも期待されています。新しい施設完成を機に株式会社おおち山くじらでの獣肉の安定供給、特産品加工の開発販売などが大いに期待できます。中山間地域である美郷町の特性を生かしたスモールビジネスの振興のため、県の施策とも連携して取り組んでいきます。

2点目にインドネシアバリ島への公式訪問について申し上げます。2月8日から10日にかけてバリ島に訪問し、マス村村長、ギャニール県知事、バリ州知事と意見交換を行ってきました。マス村のユダ村村長との面談では、新大和荘での実習生受け入れ、中学生同士の交流のためのマス村の通信環境の整備などについて、意見交換を行いました。また農業分野での受け入れを予定している技能実習生候補者2人とも面会をして意思を確認してまいりました。そして、ウダヤナ国立大学インドラ教授、国立インドネシア芸術大学デンパサール校榊原先生とも面会し、バリ島の文化、芸能交流と美郷町の神楽振興等について建設的な意見交換を行ってまいりました。ギャニール県のマハヤストラ知事とは今後の交流について話し合い、マス村だけでなく世界的な観光地ウブド地区を抱えるギャニール県も文化、経済観光等、多岐にわたる分野で美郷町と一緒に交流を深めていきたいというお話をいただきました。バリ州のコステル知事との話では、バリ州としても、美郷町とマス村との交流の全面的な支援を表明いただきました。また、11月にバリ州で開催される世界的なイベントへのご招待もいただきました。今回の訪問では、マス村との交流の深まりに加えて、ギャニール県、バリ州という上位自治体を含めたさらなる交流の広がりにつながる大変よい機会であったと思います。意見交換を踏まえ、今後の交流に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目にみさ坊のニューヨーク・タイムズ紙への記事掲載について申し上げます。ニューヨーク・タイムズ紙は、アメリカで、クオリティペーパーと呼ばれる世の中への影響力の大きい高級月刊新聞として、世界的にも有名な新聞です。そのニューヨーク・タイムズ紙のアメリカ版とアジア版にみさ坊の取り組みが紹介されました。みさ坊の写真と一緒にゆるキャラブームが下火の中でのイノシシ年に進退をかけた挑戦で、美郷町をPRした取り組み、ゆるキャラグランプリでの様子などが記事にされています。日本のゆるキャラや自治体PRの状況等を踏まえながら、みさ坊の必死の取り組みに焦点を当てて書かれています。記事の最後には、しっかりとみさ坊の頑張りは町長をひとまず満足させ、生き残ることができた

という趣旨でまとめられています。ニューヨーク・タイムズ紙で取り上げられたことは、世界へ発信がされたということでもあり、昨年の注目度を上げる取り組みの成果の1つと言えると思います。全文英語ではありますが、ニューヨーク・タイムズ紙のウェブ版へは町のホームページの報道発表資料からリンクできるようにしています。

4点目の工事等の発注状況につきましては、12月から2月までの一覧をタブレット配信していますのでご覧いただきますようお願いいたします。以上で行政報告を終わります。

●福島副議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております陳情は、お手元に配布しております文書表のとおりであります。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので審査調査をお願いいたします。

日程第5、令和2年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

それでは第1回定例会の開会にあたり、令和2年度の町政運営の基本的な方針を申し上げ、皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。昨年は、私にとって町長としての実質的な最初の1年となりました。就任以来、目指したい町のあり方として、活気あふれる明るいまちと町外と活発な交流のある町の2つのビジョンを掲げて取り組んでまいりました。高齢化、人口減少の危機をはね返していくためには、町民一人一人がみずから考え、協力し合い取り組んで生まれる町の活気が必要です。一方、内輪の頑張りだけでは限界があるため積極的に外部の知見を取り入れ、活用することが必要不可欠であると考えたからです。昨年はこの2つの目標に向かって基礎を固める「礎の年」と位置づけました。真っ先に取り組んだことは、1つは美郷町の強みを改めて見極め強化し、町の活気をもっとつくり出すこと、もう1つは町外と交流を強化するにはあまりにも低い美郷町の認知度、注目度をアップさせることでした。強みの強化の代表的な取り組みとして、山くじらの取り組み強化とインドネシア・バリ島マス村との交流推進、そして美郷町の認知度、注目度向上のためにみさ坊を中心にさまざまな取り組みを行い、一定の成果を残すことができました。また、積極的にさまざまな構想の検討や準備を行い、将来の種をまいてまいりました。新年度につきましては、これまで検討や準備を重ねてきたことが具体的に動き出す「始まりの年」として位置づけ、着実に一段前に進んで行くために3つの分野の取り組みを重点的に進めていきたいと思っています。これらの取り組みは相互に関連し、うまくかみ合うことで、より一層の相乗効果が生まれるものと考えています。

1つ目は町民の暮らしの充実です。町民の安全不便の少ない生活の実現、地域の活性化の

ため取り組んでいきます。具体的には、災害時の避難所の強靱化、生活交通の充実、健康長寿の延伸、美郷光ネットの告知端末更改等を進めていきます。

2つ目はオール美郷で人手確保です。町内で課題となっている慢性的な人手不足解消の取り組み強化と町内事業体との連携強化に取り組んでいきます。福祉、生活分野の有資格者人材の確保、バリ島からの技能実習生受け入れ、特定地域づくり事業による組合設立の検討、官民の幅広い分野でのドローンの活用空の駅構想などを進めてまいります。

3つ目は、関係人口、交流人口、定住人口の拡大です。美郷町の強みを生かした関係人口の拡大、観光を中心とした交流人口の拡大、定住施策の進化による定住人口の拡大に取り組んでいきます。町の強みである山くじら、バリ今後強化していくワイン、美肌、石見神楽などのコンテンツを生かした施策、空き家活用や新たな定住施策を進めていきます。来春オープン予定の新しい大和荘は、関係人口、交流人口の拡大の受け皿となり、また新たな地域活性化、地域振興の拠点となる施設となります。新大和荘のオープンのタイミングに照準を合わせて、様々な施策を一気に加速させていきたいと考えています。今年度は、みさ坊を中心に美郷町の認知度アップに取り組みましたが、新年度は美郷町の具体的な魅力を丁寧に拾い上げて発信し、美郷町を好きになってもらい来てもらえるよう好感度アップに取り組んでいきます。このためには、町の情報発信力のさらなる強化が不可欠です。昨年10月には公式ホームページをリニューアルするとともに、美郷町の魅力を再発見し、広く発信する際の統一コンセプトみさととをつくりました。みさととのコンセプトのもとで、美郷町の魅力発信に継続して取り組んでいきます。町民の皆さんの日々の生活のための施策は重要であり、最優先で取り組んでまいります。しかしながら、それだけにとどまらず美郷町の未来に向けた取り組みも極めて重要な課題であり、簡単に成果は出ませんが、これからも継続して力を入れて取り組んでいきます。この3つの重点分野を踏まえ、新年度の主な取り組みについて、順次ご説明申し上げます。

防災対策について申し上げます。町民の生命身体を守るために、主要避難所への太陽光発電装置と3日分の蓄電機能を持つ蓄電池の工事に着手し、主要避難所の強靱化を進めていきます。また災害時の電力供給としての活用と平時の公用車の経費削減のために、公用車の更新に当たり、EV車両を計画的に導入していきます。近年の災害では、日頃からの共助、自助の取り組みが改めて重要視されています。ハザードマップの活用や避難のためのマイタイムラインづくりなど自主防災組織の取り組みの支援や、防災意識の向上に取り組んでいきます。

交通について申し上げます。三江線代替交通バスなどの運航開始から約2年が経過しました。この間にいただいたご意見等を踏まえ、ダイヤ改正、乗降区間の一部変更などを行います。また、デマンドタクシー実施区間でのデマンドタクシー運行に変えて、タクシー利用助成の実証実験を行います。利便性が高く持続可能な公共交通の構築に向けた検討、関係機関との協議を進めていきます。

健康長寿の延伸対策について申し上げます。人口当たりの100歳以上の人口割合が、

全国一の島根県にあって、美郷町は19市町村の中でもトップの長寿県長寿町です。今後はさらに健康寿命を延ばすことにも力を入れてまいりたいと考えています。AIを駆使したデータ分析活用による検診未受診者対策によって、特定健診、がん検診の受診率の向上に取り組みます。また、特に病気の重症化予防に視点を置いて、糖尿病や高血圧の方への保健指導をさらに重点的に実施していきます。また、介護認定の原因疾病の第1位である認知症対策として、頭部の健康チェック検査を新たに実施して、認知症の早期発見や早期受診につなげて、介護予防を推進します。そして、小さな拠点づくりの視点から、関係課が連携して住民相互の支え合いによる生活支援を実践する住民グループや自治会を支援してまいります。

みさと光ネットのIP告知端末の更改について申し上げます。みさと光ネットは運営開始から10年が経過し、各世帯に設置している音声告知端末も更新する必要があるがございます。この更新では、住民・高齢者向けサービスの向上に活用できるように、インターネット電話や行政からの情報の文字配信など、より便利な機能を持つ端末に更新します。この機能を活用したアプリ開発、サービスを検討していきます。

町民の福祉・生活サービスに必要な有資格者確保対策について申し上げます。町民の皆様が町内で必要な福祉、生活サービス等を受けるためには、町内事業所でサービスが継続されることが必要です。しかし、町内の事業所では、有資格者が恒常的に不足し、募集をしても集まらない状況が続いており、サービスの低下や継続が懸念されます。このため、町内事業所での必要な有資格者の確保のために、就職者へ支援を行い、併せて事業者との連携や求人活動の支援を行ってまいります。今年6月、施行予定の特定地域づくり事業は、共同組合を設立し、この組合に登録した若者、地域産業の働き手として派遣するもので、美郷町の人手不足や若者の雇用創出の効果が期待できます。国、県と連携して事業について検討してまいります。

ドローンの活用について申し上げます。主要避難所を中継充電基地として、町全域を江の川とその支流を飛行ルートとしてつなぐ空の物流ネットワーク構想、「空の駅構想」に向けた取り組みを進めます。民間企業の実証実験を誘致して構想実現に向けた次の段階へ進めていきます。また比之宮地域では今年度はドローンによる農薬散布も実施されます。美郷町ドローン利活用推進協議会と連携して、農業、林業、建設、災害など幅広い分野での業務の効率化、生活の不便の解消などのために、町内の官民でのドローンの活用検討を進めていきます。

新大和荘について申し上げます。来春のオープン予定の新大和荘は、①町民の方向けのサービス、②地域活性化、地域振興、③関係人口、交流人口の受け皿としての拠点施設です。オープンのタイミングとあわせて地域活性化、観光振興などに取り組んでいくために、運営候補者との協議、準備を進めるとともに、地域との連携を進めてまいります。そのために、庁内組織として潮温泉施設魅力化推進室を新設いたします。推進室のミッションは地域との密接な連携や観光協会、運営候補者と協働したサービスの作り込みとし、施

設の魅力化に取り組んでまいります。そして町民の皆さんに「喜んで利用していただける施設」と同時に、「プライドを持てる施設」「自信を持ってお知り合いに推薦できる施設」を目指していきます。観光面では、新大和荘オープンに向けて、「ワイン」「美肌」「バリ」「石見」のキーワードを中心に取り組みを強化してきます。ワインについては、ワイナリー・リゾート・タウン構想の推進、バリについては美郷を日本のバリ文化の発信地としていく地ならしとなる取り組みも進めていきたいと考えています。「美肌」については、昨年末に商標登録を行った「美肌県美肌町」を全面に打ち出して、温泉、雲海、ハチミツ、山くじら、ポポー、どぶろくといった美郷町の美肌コンテンツを島根県とも連携を図り情報発信していきます。「石見」については、昨年5月に日本遺産に認定された石見神楽では町内6社中で組織する美郷町神楽連携協議会と連携して魅力発信をしていきます。また、石見銀山街道については、町の石見銀山街道保存活用計画を策定します。当時の原形を残す街道の保全と、周辺を含めた活用策を検討し、観光資源として磨きをかけるとともに関係市町と連携して日本遺産登録を目指す取り組みも進めてまいります。

バリ島マス村との交流について申し上げます。2月にバリ島訪問して、バリ州知事、ギャニアル県知事、マス村村長と今後の交流について意見交換を行いました。昨年締結したマス村との新たな協定等も踏まえて、今後3つの柱で交流をさらに発展させていきたいと考えています。

1つ目は「民間交流」です。特に「子どもたちの交流」については、テレビ電話などを利用して、中学生を中心に異文化交流を通じて豊かな国際感覚を育んでいきたいと考えています。

2つ目は、「経済交流」です。2月のバリ訪問時のバリ州知事、ギャニアル県知事、マス村村長との意見交換では技能実習生受け入れに関する協力をお願いし、今後の連携を確認いたしました。技能実習生2人の候補者を既に推薦いただいております。早ければ11月にファームサポート美郷に技能実習生を受け入れできるよう進めます。また事業者から要望いただいている新大和荘、介護・建設業での受け入れについても準備を進めていきます。

3つ目は「文化交流」です。バリの舞踊・音楽、美郷町の神楽などお互いの文化を紹介し、披露するイベントなど、文化を通じて交流を一層深めるとともに、将来的には日本におけるバリ文化の発信地を目指していきたいと考えています。

山くじらの取り組みについて申し上げます。昨年は、企業、大学、NPOなどと6つの連携協定を締結し、「美郷バレー構想」の実現に向けた環境整備を進めてまいりました。今年は、その成果も具体的に現れてくる年になります。まず、昨年、美郷町、株式会社テザック、国立農研機構の3者で共同開発した美郷町初の新しい電柵部材の販売が開始されます。美郷町内では、全国に先駆け3月2日から販売予定です。また、農研機構とタイガー株式会社の2社が開発した新型捕獲檻の実用化に向けた実証実験も美郷町フィールドに行う予定です。こうした実証実験等を通じた地域、産業の振興や関係人口、交流人口の拡

大に引き続き取り組んでいきます。また、美郷バレーをより発展させていくために、さらに連携の輪を広げ、情報発信を強化するとともに、研究機能の体制構築について検討したいと考えています。産官学民が全国から自発的に集まってくる環境の整備に取り組み、多くのひと・もの・金・情報が集まり、美郷町から新しい取り組みが生まれる場づくりを進めていきます。

定住推進施策の進化について申し上げます。定住推進には、「子育て・教育」「暮らし」「仕事」の3つの面での対策が必要です。美郷町の子育て・教育施策は既に充実していますが、若年ファミリー層に偏っていた暮らしと十分な対策がとれていなかった仕事の面での取り組みの強化を図ります。暮らしの面での施策は、空き家活用と若者定住住宅の2つの事業の要素を組み合わせたリノベーション住宅事業の整備促進です。昨年3軒の相談がありましたが、耐震基準を満たすための耐震診断・耐震化工事が高額になったことから実施は見送りました。しかし、空き家の利活用と定住促進を同時に推進することができる有効な事業と考えており、こうした課題を整理して改めて制度設計を行い、活用できる空き家の掘り起こしや、事業の周知も含めて進めていきたいと考えています。仕事の面での施策は民間の力を活用した賃貸住宅の建設です。町では、これまで若年ファミリー層を対象とした若者定住住宅整備に力を入れ、転入が提出を上回る社会増や出生数が増加した年があるなど一定の成果も上げてきました。一方で、若年ファミリー層に特化した事業であることから、子どものいない若年夫婦や若年単身者に対しては、有効な定住の働きかけができていませんでした。美郷町に住み、大田市や三次市に仕事に通う若年単身者層を新たなターゲットとして位置づけます。そして新たに単身者向けの民間賃貸住宅の建設に対し支援を行い、住宅整備を進めていきたいと考えています。

島根国体でのカヌーの競技会場の誘致について申し上げます。令和11年に島根県で開催される第84回国民スポーツ大会に向けて、島根県においては、準備組織が今年設置される予定とのことです。美郷町へのカヌー競技会場の誘致のために、島根県、関係機関への誘致活動に本格的に取り組んでいきます。誘致には、議会、町民の皆様のご協力、後押しが必要です。町内では、会場誘致に向けた横断幕を掲げ、機運醸成に取り組んでいただいている地域もあります。町全体で取り組んでいくために、さらなる皆様のご協力をお願い申し上げます。

続いて長期総合計画に基づく5つの政策分野の施策について申し上げます。

最初に、「利便性の高い快適な暮らしを実感できるまち」について申し上げます。国道・県道について申し上げます。「町外と活発な交流のあるまち」「住民の暮らし、安全・安心」のためには、基幹路線である国道・県道の整備が重要です。国道375号の改良につきましては、湯抱2工区、粕淵工区において整備が進んでいますが、引き続き早期完成に向け働きかけを継続していきます。響谷から道の駅までの区間の歩道整備については、概略設計が終わり、地元説明会が行われる見込みです。長藤地内の未改良区間の早期の事業化についても、引き続き国・県に強く要望していきます。県道につきましては、川本波

多線竹工区において、竹谷川付近が部分供用となり、今後、移転補償や迂回路の整備が行われます。また、多田港工区は多田トンネルの照明施設や周辺の道路整備が行われ、令和3年度に完成となる見通しです。江の川を跨ぐ橋梁については、令和元年10月に地元説明会が行われ、位置などが示されました。今後、橋梁設計が行われる予定であり、引き続き早期の整備に向け働きかけていきます。別府川本線は港から地頭所間の1.5車線の改良の概略設計について地元説明会が終了し、今後詳細設計となる見込みです。早期の工事着手となるよう要望していきます。町道等については、継続の事業である潮村地内のニタ合線、都賀行地内の都賀行宮内線、奥山線、田水線の待避所、生活関連道路として久保線等の整備を計画しているほか、大和小学校線改良は令和2年度完了予定です。また、適切な維持管理に努めていきます。橋梁は点検結果を受け長寿命化に必要な箇所での修繕や、道路法で義務化された点検を行います。また農道、林道は宇津井大橋の耐震対策、林道信喜線の改良が完了し、新たに、林道一本木線の一部を舗装する予定です。

上下水道事業について申し上げます。水道事業は料金収入の減少、施設の老朽化による維持費用の増大、耐震化の遅れなど経営状況は厳しさを増し、全国、県内で料金改定が相次いでいます。こうした状況から、美郷町の安定的経営のために料金のあり方について、多方面からの客観的なご意見を伺うため、昨年8月に「美郷町上下水道事業審議会」に諮問し、11月に答申をいただきました。答申では、「①厳しい経営環境が予測され水需要の動向、施設の状況、経営状態から料金の改定はやむを得ない」「②料金の改定率は事業を取り巻く環境、財政状況、町民生活への影響等を勘案して、平均24%が妥当」「③改定時期は周知期間も考慮し、令和2年4月以降とし、十分に分かりやすい周知に努める」「④料金の定期的な見直しは5年を目途に審議会で検討する」というものです。町では、この答申を踏まえて検討を行い2回の議会全員協議会で検討状況をご説明申し上げてきました。議員の皆様からいただいたご意見を基に「①激変緩和のために、水道料金を1年に平均12%ずつ段階的に2年をかけて24%引き上げ」「②住民周知の期間を十分とるために、最初の引き上げは令和2年10月1日、次の引き上げは令和3年10月1日」としたいと考えております。重要不可欠なインフラである水道事業の持続的な運営のためご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。下水道事業では、公営企業会計の対象範囲が、集落排水、浄化槽事業まで拡大されたことを踏まえ、農業集落排水事業における台帳の整備を行うなど、新会計制度への移行の準備を進めていきます。

防災対策については、ハード面の対策として、近年、激甚化する災害から住民の生命財産を守るため防災減災を目的として、治水、治山、砂防、急傾斜崩壊、地すべり対策等を国、県へ強く要望していきます。

空き家対策については、重点分野の取り組みの中でも申し上げたように定住人口の拡大のために、住居の確保が重要となります。利活用可能な空き家について、所有者や地域への働きかけを一層強め、空き家バンクへの登録促進を図っていきます。また、危険空き家等については、専門家や地域の方などを含めた協議会を設けて、今年度に策定する空き家

等対策計画を踏まえた対策を進めていきます。

若者定住住宅については、都賀本郷の山手ニュータウン2区画が入居者未定の状況であるため、地元と連携して、早急に入居者確保に努め、年度内には2戸を建設したいと考えています。それ以降の建設は未定ですが、近隣の市町への通勤アクセスのよい場所への建設等も含め、制度そのものに踏み込んだ検討を行っていきます。

情報発信・広報については、ホームページの内容を充実させ、美郷町の魅力を発信していくとともに、知りたい情報にすぐたどり着けるように、行政ページの情報整理を行います。また、広報紙は、町民の方にとって必要な情報や町の出来事などを分かりやすくお知らせすることを心掛けて作成していきます。

景観対策については、美郷町ならではの町並み、景観を残していくための景観計画の策定作業を引き続き進めます。住民や有識者等で構成する景観計画策定委員会を設置し、地域との意見交換会などを行い、重点地域の指定やガイドラインづくりを進めていきます。2つ目に「人と地域の個性を活かした産業を創出するまち」について申し上げます。

商工業の振興については、昨年新設した空き店舗等を活用した企業への補助や町内事業所での新規雇用、新卒者採用への助成によって、空き店舗対策、町内雇用の促進を図るほか、商工業等支援事業を拡充して、建設業者の異業種参入の支援など地場産業の維持、拡大に取り組んでいきます。

農業振興については、持続可能で活力のある農業を実現するため、集落営農組織の広域連携や、法人化に向けた取り組みを支援するとともに、高収益作物への取り組みを支援して、農業所得の向上を図ります。また、農業用ドローン、ラジコン除草機などの導入による農作業の省力化による農業生産活動の継続のための取り組みを支援していきます。そして、新年度から始まる第5期中山間地域等直接支払交付金事業についても、取り組みを推進していきます。畜産については、引き続き施設整備や増頭に対する支援を行い、畜産経営の継続を図っていきます。

林業振興については、美郷町林業振興協会を通じた林業ニーズの把握と林地台帳システムの充実を進め、森林環境譲与税を有効に活用して、自然災害防止対策を含めた森林整備と人材の育成・確保に努めていきます。また、満期になる町行分収林については、森林所有者の合意形成を行った上で、美郷町林業振興協会の構成機関が一体となった課題解決とフォローに努めていきます。

3つ目に「美郷町を担う心豊かな人づくり」について申し上げます。ICT教育、英語教育について申し上げます。令和2年度から小学校の新学習指導要領が全面実施され、これからの時代に必要となる情報活用能力などが重要視され、本格的に取り組むこととなります。国においては、早急なICT環境整備の方針を打ち出しています。美郷町は、既に平成27年の度からICTを活用した教育を推進しており、単に環境整備だけでなく、どのように効果的に活用していくかを研究している段階であり、全国トップレベルの取り組みを行っています。この取り組みを一層充実させていきたいと考えています。また、新年

度から本格実施となる小学校英語についても重点事項として取り組んでいきます。

ふるさと教育について申し上げます。情報化、グローバル化に対応した教育が必要となる一方で、子どもたちが地域を知り、つながりを深めるふるさと教育も大変重要です。今年度、邑智小学校、大和小学校に地域学校支援コーディネーターを配置しており、地域と学校教育に係る取り組みを強化していきます。また、公民館と連携して、学校ではできない地域に密着した体験活動や地域の拠点施設を活用した放課後児童クラブや放課後子ども教室など、地域との交流を深める取り組みを進めていきます。町立図書館、みさと本の森につきましては、昨年、移動図書館車を配備し、移動図書館を開始しました。大変好評の声をいただいております、巡回の幅を広げるなど、町内全域の皆さんに図書館サービスを提供できるよう活動を充実していきます。

4つ目に、「生涯を通じて健康で安心できるまち」について申し上げます。

町民の皆さまの総合相談体制について申し上げます。子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者対策など包括的な相談窓口の体制を整備していきます。住民の皆さんが困った時に何でも気軽に相談できる体制をつくり、よりきめ細やかな対応、住民サービスの向上につなげていきます。

子育て支援については、今年度に策定する「第2期美郷町子ども子育て支援事業計画」に基づき、保健師がいつでも子育て相談に対応できる相談支援体制の整備など、子育て支援センターと連携して子育て支援の拠点化を進めていきます。

障がい者福祉については、今後の美郷町の障がい福祉施策の方向性を示す「第6期美郷町障がい福祉計画」を令和2年度内に策定するため、検討や関係機関との協議を進めていきます。人権施策については、昨年3月に美郷町人権施策推進基本方針を改定しました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指し、同和問題、学校でのいじめ、女性や子ども高齢者に対する暴行や虐待、さらには生活困窮者、障がいのある方、インターネット等による人権侵害を重要課題として、積極的に取り組んでいきます。また、すべての教育活動の根底に人権・同和教育を据え、人権感覚の育成を図っていきます。

5つ目に「連帯の絆で支え合うコミュニティのまちづくり」について申し上げます。

地域づくりについては、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう必要な生活サービスの確保などを行う「小さな拠点づくり」を進めます。このためには連合自治会をはじめとする地域運営組織の力が必要です。将来にわたり地域運営が継続するための課題解決に取り組み、特に地域運営に係る機会が少ない次世代の参画促進、育成に力を入れていきます。また、日常生活に必要な機能の確保、防災対策などの課題解決を住民と一体となって取り組んでいきます。

ふるさと納税については、令和元年度の納税額はみさ坊プロジェクトを初め、町の認知度の向上に取り組んできたことや、新たなWEBサイトの導入や返礼品メニューの増加で前年度に比較して倍増し、初めて1000万円を超えました。町の魅力的な返礼品の発掘、充実や、関係人口向けの商品の開発などサービスの拡充を図ります。返礼品の発掘に

については、地域で外貨を獲得するスモールビジネスの取り組みへと展開する後押しもしていきたいと考えています。また、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングや企業版ふるさと納税についても活用の検討を行っていきたいと考えています。

UIターン対策では、新たな移住支援事業を活用した東京圏からの移住希望者と町内企業のマッチングのため、町内企業と連携した情報発信などの強化に取り組んでいきます。結婚対策については、結婚支援相談員を配置し取り組みを強化します。職員とともに、結婚支援事業の企画立案や、情報発信、出会いの場づくり、縁結びコーディネーターの登録促進などを行ってきます。また、しまねの縁結びサポートセンターなどと連携し、「しまねコンピューターマッチングシステム」の活用、「島根はっぴーこーでいねーたー」の活動支援など、結婚対策の強化を進めていきます。

町に定住する若者世代の暮らしを支援する定住ポイントは、運用を見直して、令和2年度まで延長して実施しています。この制度は、地域内での消費喚起・下支えなど、地域経済の活性化にも寄与しています。しかし、仕組みの複雑さ、事務処理の煩雑さの課題もあります。今後、他の制度等と合わせて見直しを行い、効率的な仕組みを検討していきたいと考えております。

令和2年度の予算の概要について申し上げます。3つの分野の重点取り組みに加えて、長期総合計画に基づく施策を着実に進めるために、予算を編成しました。財源では、地方法人課税の偏在是正措置や幼児教育・保育の無償化、会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増に対応して、臨時対策事業債を含む地方交付税で8000万円の増額を見込んでいます。なお、不足する分を財政調整基金と減債基金で2億6800万円、特定目的基金で1億3000万円の計3億9800万円の基金取り崩しで補っており、昨年に次ぐ厳しい編成となりました。一般会計は、総額80億6000万円で対前年当初に比べ6億2800万円、8.4%の増額となります。この主な理由は、防災拠点整備事業を改めて新年度に計上し直したことのほか、IP告知端末機器更改事業、邑智クリーンセンター新可燃ごみ処理・最終処分施設整備費負担金です。これらには、補助金、起債で有利な財源活用に努めています。防災拠点整備事業の約11億9000万円に対しては、約10億3000万円が国から措置され、IP告知端末機器更改事業では、単なる更新ではなく、住民サービスの向上につながる新機能を持つ端末とすることで、事業費約4億2700万円に対して、後年度に2億9900万円が措置され、邑智クリーンセンター新可燃ごみ処理・最終処分施設整備費負担金3億4600万円に対しては、2億3700万が措置されます。このうち3つの分野の重点取り組みに係る予算額は、約18億2200万円、総合計画の施策展開に係る予算額は約59億4800万円、総合戦略に係る予算額は、約12億1000万円です。また、特別会計は、7会計で合計14億9600万円となります。歳入では、過疎対策事業債や防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の起債のほか、国、県補助などの活用など有利な財源措置に努めています。歳出では、邑智郡総合事務組合負担金の増、簡易水道事業・下水道事業・国民健康保険などの各特別会計への繰出金の増など、

経費を抑制しにくい状況があります。また、新年度には、町の長期総合計画の見直しをする予定です。2つのビジョンに向けた新たな施策などを町行政の基本計画である総合計画に位置づけて取り組んでいくことを考えています。新年度予算では、事業費の精査や抑制、有利な財源活用などの努力で予算を編成しましたが、厳しい予算編成は恒常化しています。限りある財源を町民の方の暮らしの充実や町の将来のために有効に使っていく必要があります。総合計画の見直しと併せて、行財政改革に注力して取り組み、事務事業等の見直し、効率化など行政全般的に検討を進めていく考えです。持続可能な自治体運営のためにご理解とご協力をお願い申し上げます。

新年度は「始まりの年」として、これまで種をまいてきた様々な取り組みが動き出す年です。町民の皆さんの暮らし、美郷町の将来のために精いっぱい取り組んでまいります。人口減少、財政縮小の傾向にある中、美郷町のような典型的な中山間地域の過疎の町は、変わることがリスクではなく、変わらないことがリスクだといっても過言ではありません。美郷町には高校がない、公立病院がない、鉄道がない、ホームセンターやドラッグストアもない。そういう町です。しかし、何もないからこそ、そこにいる人たちは徹底して知恵を絞っていかなければ何も打開できないという、開き直ることのできる環境に置かれているとも言えます。「革新は辺境から始まる」という言葉があります。「何もないけど知恵があるまち」として、議会、住民の皆さまと一緒に、美郷町の未来を切り開いていきたいと思えます。

予算のほか諸議案は、後ほど、担当課長からご説明申し上げます。何とぞ慎重なご審議をいただき、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。私の施政方針を終わります。

●**福島副議長**

町長の施政方針が終わりました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 25分)

(再開 午前 10時 40分)

●**福島副議長**

会議を再開いたします。

日程第6、議案の上程、説明を議題といたします。

議案第1号から議案第27号までの27議案を一括上程いたします。

初めに議案第1号から議案第9号までの条例案9件について、順次提案理由の説明を求めます。

●**福島副議長**

住民課長。

●旭林住民課長

上程をいただきました議案第1号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらが令和元年6月14日に交付され、12月14日に施行されております。これによりまして成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等による欠格条項、その他の権利の制限に係る措置が見直され、成年被後見人等資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、心身の状況を個別的、実質的に判断し、制度ごとに必要な能力の有無を判断することとなりました。これに伴いまして、印鑑登録の資格要件においても見直しがなされ11月19日付けで総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知がございました。この通知により、美郷町におきましても美郷町印鑑条例を改正し、欠格条項の見直しを行うものでございます。それでは、改正内容について説明をさせていただきますので、新旧対象条文をご覧ください。第2章が登録資格を定めております。第2条第2項第2号におきまして、成年被後見人、こちらを意思能力を有しないもの。第1号に掲げるものを除くに改正をいたします。これによりまして、満15歳未満のものと意思能力を有しない者については、印鑑の登録を受けることができないこととなります。尚、この改正によりまして、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人、本人による申請があるときは当該成年被後見人は、意思能力を有するものとして、印鑑の登録を受けることができることとなります。また第6条第1項第8号及び第7条第2項の「記録」を「記載が」に改定をいたします。議案にお戻りください。附則におきまして、この条例の施行日を公布日としております。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどお願いをいたします。

続きまして上程をいただきました。議案第2号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律、こちらが令和元年5月15日に公布、施行され物価の変動等により国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直しをされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。それでは、改正内容についてご説明をさせていただきますので、新旧対象条文、別記1をご覧ください。こちら別記1の方で選挙長から期日前投票立会人の日額報酬こちらを100円から200円増額改正するものでございます。議案にお戻りください。附則におきましてこの条例の施行日を公布日としております。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●福島副議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

続きまして、上程いただきました議案第3号美郷町子ども子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は平成25年度に制定されておりますが担当課の庶務のところ、住民福祉課のまま訂正しておりませんでしたので、この度、訂正をお願いしたいと思っております。次ページの条例の内容をご覧ください。美郷町子ども子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例、美郷町子ども子育て支援推進会議条例（平成25年美郷町条例第21条）の一部を次のように改正する。第7条中、住民福祉課を健康福祉課に改める。附則この条例は公布の日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島副議長

住民課長。

●旭林住民課長

上程をいただきました議案第4号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。まず改正の理由でございます。現在、条例で定めております普通徴収第9期12月分でございますが、こちらの納期は月末となっておりますのでございます。この12月につきましては、年末年始の休暇を挟むことから、町の税金でございます固定資産税、国民健康保険税、また水道料等におきまして12月25日を納期を定めております。このことから、税料等で納期が異なることにより、被保険者の混乱を招くおそれがあるため税等と納期を揃えるものでございます。それでは、改正内容について説明をさせていただきますので、新旧対象条文をご覧ください。第4条は、普通徴収に係る保険料の納期を定めております。第9期の納期を12月1日から同月末日までこちらを12月1日から同月25日までと改正するものでございます。議案にお戻りください。附則におきまして、この条例の施行日を令和2年4月1日としております。以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

●福島副議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

失礼いたします。上程いただきました議案第5号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、農業生産施設の設置について定めた条例でございます。次ページでございますように、令和元年度に設置いたしました都賀西地区共同利用農機具保管施設を第2条の表に加えるものでございます。表に加える内容は、名称、都賀西共同利用農機具保管施設、1美郷町都賀西48番地1。建築年度令和元年度でございます。タブレットデータ5の2の2ページに現行の表、改正後の表を添付してございますので、ご確認をいただければと思います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●**福島副議長**

建設課長。

●**添谷建設課長**

上程いただきました議案第6号、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。条例改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表、別表、2条関係の占用料金表の改正でございます。左側が現行、右側が改正後の表となっております。道路占用料の額につきまして固定資産税評価額の評価替え地価に対する賃料の推進等を踏まえ、道路法施行令の一部占用料につきまして、全面的に改正がされ、令和2年4月1日から施行されることから、本条例の占用料につきましても、改正を行うものでございます。附則といたしまして、この条例は道路法施行令の施行と合わせ、令和2年4月1日から施行といたします。以上が議案第6号でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。条例改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。条例改正の新旧対照表左側が現行、右側が改定後となっております。令和2年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律に伴い、公営住宅制度に係る改正も行われることから、本条例を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、5条から13条関係につきましては、他の法律に規定されている入居者資格の条件が緩和されるものにつきまして記載をしております。第19条は入居者が家賃を支払わない時は、町は敷金を、その債務の弁済に充てることとすることを明記しております。21条、22条は入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について町長が具体的に定めなければならないことを記載しております。42条は、不正行為において入居したものに対する請求額の算定に、利用する利率を法定利率に変更とする改正内容でございます。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行といたします。以上が議案第7号でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

町長。

●**嘉戸町長**

議案第8号を上程いたします前に、私から一言ご説明をいたします。施政方針でも申し上げましたとおり、美郷町上下水道事業審議会から、厳しい経営環境が予測され、水需要の動向、施設の状況、経営状態から料金の改定はやむを得ない。料金の改定率は、事業を取り巻く環境、財政状況、町民生活への影響等を勘案して、平均24%が妥当等の答申を踏まえて検討を行いました結果、2回の議会全員協議会で状況をご説明申し上げてまいりました。町執行部といたしましては、こうしたご意見を伺い、町民生活への影響等を勘案し、急激な料金負担増とならないように激変緩和措置として段階的に2年をかけて、配慮した改定とし

たいと考えております。ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

●**福島副議長**

建設課長。

●**添谷建設課長**

上程いただきました議案第8号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしましては、町長の施政方針にもありましたとおり、水道事業は料金収入の減少、施設の老朽化、耐震化の遅れなど、経営状況は厳しさを増している状況から、重要不可欠なインフラであります水道事業の持続的な運営、安定経営のために料金改定を行うものでございます。次ページをお願いいたします。激変緩和措置といたしまして、水道料金を1年に平均1.2%ずつ、2年をかけて段階的に2.4%まで引き上げる改正内容となっております。第1条では、令和2年10月1日から適用する第24条第1項にございます水道使用料金表でございます。第2条が、令和3年10月1日から適用する水道使用料金表でございます。この2段階の改正ということでございます。附則におきまして、施行期日を第1条の規定を令和2年10月1日、第2条の規定を、令和3年10月1日から施行としています。経過措置といたしまして、第1条第2条の規定の施行日以降、徴収する水道使用料につきまして、10月31日までの間に確定する水道使用料につきまして、従前の料金とする内容となっております。具体的には、11月検針分から新料金の適用となる内容でございます。以上が議案第8号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

総務課長。

●**木川総務課長**

上程いただきました議案第9号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。この2つの法律の改正により、特別職や臨時的任用の範囲の厳格化、非常勤職の任用制度の明確化がなされ、会計年度任用職員制度が創設されます。また、これに伴い昨年の9月議会では、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議決いただいたところでございます。今回の条例改正では、2つの法の改正内容とその趣旨、国のマニュアルを踏まえ関係する9つの条例の関係条項の整備を行います。条例の概要について申し上げます。新旧対照表、1ページをお願いいたします。第1条では、美郷町職員定数条例を改正いたします。ここでは地方公務員法の改正による臨時的任用職員制度の創設に伴い、記述を整備するものでございます。2ページをご覧ください。第2条では、美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正いたします。会計年度任用職員制度の創設に伴うもので、この公表の対象となるのは、フルタイム職員といたします。3ペ

ページをお願いいたします。第3条では、美郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を改正いたします。会計年度任用職員制度の創設に伴うもので、会計年度任用職員の休職の期間は任期の範囲内とするものでございます。4ページをお願いいたします。第4条では、美郷町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を改正いたします。これも会計年度任用職員制度の創設に伴うもので、パートタイム会計年度任用職員は給料ではなく、報酬を支給するため減給に該当したときは、報酬を減額するものでございます。5ページをお願いいたします。第5条では、美郷町職員のサービスの宣誓に関する条例を改正いたします。会計年度任用職員制度の創設に伴うもので、会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法は、任命権者が定めることとするものでございます。6ページをお願いいたします。第6条では、美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正いたします。会計年度任用職員制度の創設に伴うもので、会計年度任用職員の多様性を踏まえ、勤務日、勤務時間等は、その職や勤務の形態を考慮して定めることとするものでございます。7ページをお願いいたします。第7条では、美郷町職員の育児休業等に関する条例を改正いたします。会計年度任用職員制度の創設に伴うもので、育児休業について、国家公務員と同様の制度を整備するものでございます。少し飛びまして12ページをお願いします。第8条では、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例を改正いたします。地方公務員法による非常勤特別職の厳格化と会計年度任用職員制度の創設に伴う職の整理と合わせ、報酬額表を整理いたします。なお、報酬額の水準は変わりませんが、金額が異なる委員等列記し、それ以外の委員等は、日額5200円とし、特別な場合は、職務の特殊性を考慮すると整理しております。17ページをお願いいたします。第9条では、美郷町職員の給与に関する条例を改正いたします。会計年度任用職員制度の創設に伴い、該当しなくなった条を廃止するものでございます。この条例の施行期日は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日と同じ令和2年4月1日といたします。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●**福島副議長**

次に、議案第10号から第17号までの予算案8件について、順次提案理由の説明を求めます。

●**福島副議長**

会計課長。

●**井上会計課長**

それでは、上程になりました議案第10号、令和2年度美郷町一般会計予算について、ご説明します。令和2年度の予算編成にあたっては、総合計画の前期最終年度である中、基本施策に捉われず、次のステップとなる後期計画策定にあたり、住民にとって有益な事業に趣きを置いて財源を投入しました。固定資産税が、軽自動車税など自主財源の減収が顕著であることから、すべての事務事業を一端リセットし、そこから真に必要な事業のみを拾い上げるダンプ&ピック方式を予算要求スタンスとして取り入れ、効果的な事業の裏付けとして、

計画、法令、要綱に即する事業施策を基本とした予算編成です。歳入歳出はそれぞれ80億6000万円となっております。昨年度、当初予算に対しまして8.4%の増額となっております。令和2年度で再構成した太陽光発電設備を要する防災拠点整備事業や、みさと光ネットのIP告知端末の更改事業、新可燃ごみ処理、最終処分施設整備が増額要因となっております。大型事業以外では、簡易水道及び下水道など、特別会計における繰出金が減収や設備の改修により年々増額となっております。これらの歳出を支える歳入においては、自主財源が約10億7200万円で、全体の13.3%、残りの86.7%が地方交付税や国や県からの補助金、支出金、そして、地方債で賄っている歳入構成です。特に、自主財源のうち基金からの繰り入れは、3億9750万、昨年当初予算より、1億余り、取り崩す額は減っておりますが、令和3年以降も、基金の取り崩しは、必死となってきます。7ページをお願いします。第2表、債務負担行為です。令和2年度から、新たに生じるものはありませんが、雪害で、農業用パイプハウスの復旧に係る農業信用基金協会の損失補償金は12万5000円から4000円減額となったため、改めて限度額を11万1000円とさせていただくものです。8ページをお願いします。8ページ、第3表地方債です。それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合計で16億8920万円を限度額としております。昨年度より1億40万円の減額の計上となりました。それぞれの地方債は、歳入での詳細説明のご説明を申し上げることとして、第2表、地方債での説明は省略させていただきます。財政を受け持つ立場から、町税、地方交付税、先ほどの地方債のうち新たなもの重要なものについて、説明をさせていただき、それ以外はそれぞれの予算決算委員会で、質疑説明にかえさせていただきたいと思っております。それでは、11ページをお願いします。2歳入の事項別明細の内訳書です。新たなもの、重要なものについて説明をさせていただきます。上段、款1町税、項1町民税、目1個人です。下の段の法人は前年並みの予算立てとしておりますが、個人分は原価において、直近の決算状況等で見込みにおいて、現年度では、3.2%を減とした1億2177万6000円で算定しております。その下、固定資産税です。昨年度比1560万1000円の減額、2億4851万7000円の算定です。土砂災害特別警戒区域による土地の評価減によるものです。12ページをお願いします。最上段、款1、項3軽自動車税、目2環境性能割です。軽自動車税の取得税が昨年10月から、燃料課税制度で、環境性能割に代わり、軽自動車税の登録時の環境性能割は市町村に移譲され、249万5000円を算定しております。これに伴い、自動車取得税は、皆減となります。13ページをお願いします。2段目、款2地方譲与税、項4森林環境譲与税、目1森林環境譲与税です。こちらは国が配分ペースを大幅に早めることを決めたことにより、昨年度より倍以上の1800万増額の2900万円を見込んでおります。14ページをお願いします。2段目、款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金でございます。地方法人課税による新たな偏在是正措置のため、創設されました。国及び県の試算を参考に100万を計上しております。その下款7地方消費税交付金でございます。これは、消費税10%に引き上げる、その影響から1500万円増額の9700万

で算定をしております。次のページ、15ページをお願いします。2段目です。款10地方税、項1地方税でございます。一本算定となるもの、令和2年度より地方社会再生による事業算定が、新たな基礎数値となったため3000万増額で、33億1500万を見込んでおります。特別交付税は昨年と同水準の見込みで同額を計上します。少し飛びまして、19ページをお願いします。19ページ、款14国庫支出金、項2国庫負担金、目1民生費国庫負担金です。中ほどの節3児童福祉費負担金です。昨年の保育料の3歳以上無料化に伴う国からの負担金を2160万の増額を見込、7424万7000円を算定しました。県費負担金と合算すると2778万円が増収となります。21ページをお願いします。上段、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8消防費補助金です。防災拠点整備の事業において、3カ所の設備設置箇所の追加と、令和元年度の予算の工事部分を改めて計上したものです。補助金の事業名は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金となっております、8億8551万8000円をこちらに計上してあります。25ページをお願いします。款15県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金でございます。こちらの節1住宅費県補助金。一番上の定住促進賃貸住宅建設補助金2000万円。こちらはですね、民間の事業者が建設する住宅に補助金として、支援するものでございます。その下の定住促進賃貸住宅建設補助金事業補助金、よく似た名前ですが、こちらは若者定住住宅2戸分814万を計上してあります。そして一番下、島根定住促進住宅整備支援事業補助金350万は、昨年度も計画しました空き家を買取り、リノベーションをする事業に対するものです。28ページをお願いします。款17寄付金、項1寄付金、目2指定寄付金です。がんばれ美郷町指定寄付金は、令和元年度の実績を勘案して1000万円を増して1500万を計上しました。その下、款18繰入金、項2基金繰入金です。目1財政調整基金繰入金は、固定資産税の算定目減りや、始まりの年としての財政措置として2億2000万円を充当して計上しております。目3公共施設維持管理基金繰入金は、例年の大規模改修に3000万、それに加え庁舎空調更改工事の補助裏に基金を1600万充て、公共施設等個別施設計画の委託料に400万を充てとります。合わせて5000万円です。29ページをお願いします。目14地域振興基金繰入金です。昨年は大和荘の備品購入などで充当しとりましたが、令和2年度をその分が皆減して3510万円を充当しとります。なお、ふるさと水と土保全対策基金はほぼ基金が枯渇したことから、廃目。電算機器管理基金は、歳出要求がないことから廃目となっております。33ページをお願いします。上の段、款20諸収入、項7雑入の総額が7640万6000円の減額となっております。主な原因は、昨年度においては、三江線代替交通費用協力金5000万。役場分庁舎解体に係る移転補償費1267万6000円。こちらがあったことから、今年度は7640万6000円の減額となっております。続いてその下の段、款21町債、項1町債です。目1総務費、2段目過疎対策事業債を用いて、情報通信移設整備機器事業債4億2700万円。こちらは、IP告知端末の更新の費用に充当させていただきます。一番下の段、旧大和荘整備事業債、こちらは過疎対策事業債を用いた大和荘整備事業債でして1990万円、太陽熱利用設備の費用に充当します。34ページをお願いします。目3衛生債です。

こちらにも過疎対策事業債を用いて、じん芥処理対策事業3億3870万、こちらは邑智郡及び大田市の共同施設新可燃ごみ施設に1億5500万円。最終処分場整備の費用に1億8370万、それぞれ充当します。一番下、目6消防債です。緊急防災減災事業債を用いての消防施設債2630万は、消防団のポンプ積載車及び防火水槽新設2基の費用に充当します。35ページ、同じく消防債でございます。節2防災対策事業債1200万円は、緊急防災・減災企業債を用いて内水排除ポンプ5台、こちらの購入の費用に充てます。続いて、11商工債でございます。こちらにも同様に過疎対策事業債を用いて、観光施設整備事業2000万円でございます。旧三江線、粕淵トンネル周辺整備の事業の費用に充当します。歳入については以上でございます。続いて歳出です。歳出についても同様、予算決算委員会において詳細な事項は担当課からなされますので、主な取り組みの中でも、新たなもの、特出なものについて説明をさせていただきたいと思っております。少し飛びまして41ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費です。説明欄001企画費、非常勤職員報酬としてでございます。これはインドネシアバリ島マス村からの渡航者の支援として、美郷町に国際交流員を配置する報酬として、7カ月分196万円を計上しております。44ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費。説明欄008でございます。こちらの指定管理者施設管理費、工事請負費の8341万8000円。主な内訳としましてはゴールデンユートピアの改修工事が主なものでございます。テニスコートの天井の解体、こちらに1760万、テニスコートの照明を更改する、新しくします。こちらに510万4000円。遊具の撤去費用に270万5000円。そしてガスボイラーの修繕で666万4000円。更衣室のエアコン191万3000円。プール内の塗装ですね、こちら356万。この他にですね、新大和荘の太陽熱の設備装備しまして4500万。これを加えましたものが8341万8000円となっております。49ページの方をお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目12電子計算費です。説明欄は005情報通信基盤整備事業債、工事請負費4億2704万8000円でございます。みさと光ネットのIP告知の更新に係る経費として計上させていただいております。少し飛びまして、69ページをお願いします。款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費。説明欄001でございます。真ん中の方でございます。塵芥処理費、一部事務組合負担金4億4253万3000円。令和4年度を供用開始を目指しております邑智郡及び大田市とともに整備を進めている次期可燃物処理施設。こちらは1億5508万円でございます。最終処分場に係る整備につきましては、負担金として1億9129万7000円。これ以外に現ごみ施設の運営費8093万9000円。また整備費1521万7000円、合わせて4億4253万3000円でございます。次70ページをお願いします。款5労働費、項2労働諸費、目1労働諸費でございます。説明欄004、重点分野雇用創造事業補助金100万円でございます。これは森林環境譲与税を用い、林業関係事業者の人材確保にかかわる費用の軽減、また、林業体験等の経費の助成で、雇用対策を図るものでございます。71ページをお願いします。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費。説明欄は002農業施設管理費でございます。工事請負費のところ650

万あります。こちらは緊急自然防止対策事業債を活用した農道橋の更新に300万、排水路の安全対策工事等で350万を計画して実施をしております。79ページをお願いします。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費です。説明欄001商工業振興費、測量設計委託費200万並びに工事請負費1800万。こちらは廃線となったJR三江線のトンネル活用したワイン貯蔵庫並びに粕淵駅周辺のですね、整備を実施したいということで計画を出させてもらっております。80ページをお願いします。款2商工費、項1商工費、目3観光費、説明欄001の工事請負費500万のところですよ。こちらは町のPRのため統一的な報告看板、町の看板を設置したいと思ひまして、町境等を中心にですね、みさとをモチーフとした看板を5基から6基設置するものでございます。85ページをお願いします。款8土木費、項6住宅費、目2住宅建設費、説明欄001でございます。住宅建設費、こちら測量設計委託に191万円、工事施工に1760万円、土地購入費650万。これは、インドネシアバリ島技能実習生や特定地域づくり共同組合のですね、人材派遣事業なので地域づくり人材のいる方のですね、住居の確保を求めて、中古住宅を取得して改修するものでございます。その下の5000万、こちらは美郷町近郊の企業に勤務する単身者向けの住宅を整備する民間賃貸住宅建設に対する支援の補助金でございます。86ページをお願いします。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費でございます。説明欄001でございます。中ほどにあります庁用器具費360万あります。これは消防団の活動服、こちら随分前にですね、新企画の活動服と同じく変えてないことから、活動服の上下の更新でございます。87ページをお願いします。同じく款9消防費、項1消防費、目5災害対策費、説明欄003防災拠点整備事業、工事請負費11億9000万円でございます。大規模災害の発生による長期間の停電が発生した場合の防災拠点となる役場庁舎等のですね、業務継続、避難所における電源確保のため太陽光パネルによる発電及び蓄電池を設置。昨年度計画より吾郷公民館、浜原隣保館、別府の小さな拠点で整備するものでございます。97ページをお願いします。款10教育費、項7保健体育費、目1保健体育総務費。説明欄001保健体育総務費事務業務委託料520万6000円。こちらのうち500万はですね、令和11年で島根県で開催されます第84回国民スポーツ大会カヌー競技大会誘致のための調査事業費でございます。98ページをお願いします。款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設費でございます。説明欄001体育施設費。中ほどにあります機械器具費467万1000円並びにその1つ下の公課費3万3000円。カヌーの里おおちにあるカヌートラックでございますが、既に修理部品が中々存在しないということで、これを更新するものでございます。102ページをお願いします。102ページ、職員等のですね、人件費の根拠となる人員や企業の増減、昇給、手当については、こちら102ページから104ページの資料となります。昨年度との対比では、会計年度任用職員の導入によって、種別項目が加わりました。制度導入に当たり、その他の特別職を見直し、再考した結果の減数が生じました。そして、105ページにつきましては、地方債の状況として、令和2年度末の見込みも含み、平成30年度現在高、令和元年度の見込み額です。これらをお読み取りいただければと思います。最

後に債務負担行為です。翌年度以降にわたるものの調書です。106ページをご覧ください。令和2年度から、新たに債務負担行為を発生するものはございません。以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

●福島副議長

住民課長。

●旭林住民課長

上程いただきました議案第11号、令和2年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ109万9000円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。まず4ページ、歳入でございます。款2県支出金31万5000円。前年度比較3000円の増額でございます。こちらは事務費に対します県からの補助金。失礼いたしました。款2県支出金31万5000円、前年度と比較して、3000人円の減額でございます。失礼いたしました。こちらは、事務費に対します県からの補助金、住宅新築等償還推進調整事業補助金、こちらを計上してございます。款4諸収入78万4000円、前年度比較2000円の減額でございます。こちらは償還金の現年度分及び滞納繰越分を見込んで計上してございます。続きまして、歳出5ページをお願いいたします。款1土木費42万1000円、前年度比較4000円の減額でございます。こちらは内容といたしまして、事務費といった内容となっております。款2公債費67万8000円、1000円の減額でございます。こちらは借入先、かんぽ生命保険でございますが、借入先へ納める償還金の元金及び実施分を計上してございます。歳入歳出ともに、令和2年度予算額109万9000円、5000円の減額予算を計上させていただきました。以上、議案第11号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●福島副議長

建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第12号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億1112万8000円でございます。歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。4ページをお願いいたします。歳入でございます。款1水道事業収益、本年度予算額1億1930万7000円。前年度より428万7000円の減でございます。水道使用料の今年度見込額、雑収入といたしまして、国道375号等の移転補償費を計上しております。款5繰入金、本年度予算額9177万1000円。913万8000円の増額でございます。運転公債費分の増額でございます。款6繰越金、本年度予算額5万円。4万5000円の増額でございます。款7町債、本年度予算計上はございません。2060万円の減額でございます。5ページをお願いいたします。歳出でございます。款1上水道費、本年度予算額1億1316万5000円でございます。

1634万1000円の減でございます。款2公債費、本年度予算額9766万3000円、63万7000円の増でございます。簡易水道施設整備費地方債償還金でございます。款3予備費、本年度予算額30万円、昨年と同額を計上しております。以上が議案第12号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第13号、令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億4105万6000円でございます。歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。5ページをお願いいたします。歳入でございます。款1下水道事業収益、本年度予算額8321万8000円、前年度より575万円の増でございます。これは公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水、個別排水の今年度料金収入見込額及び国道375号改良に伴う移転補償費を計上しております。款2国庫支出金、本年度予算額2914万6000円、2235万8000円の増でございます。計上しておりますのは、公共下水道スクリーンユニット設置費補助金及び合併浄化槽補助金分となっております。款4繰入金、本年度予算額1億9497万2000円。963万8000円の増でございます。これは公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水、個別排水の運転公債費分と建設改良分となっております。款5繰越金、本年度予算額2万、昨年と同額を計上しております。款6町債、本年度予算額3370万円。スクリーンユニット設置工事により2380万円の増でございます。戻っていただき、4ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。公共下水処理場のスクリーンユニットの設備更新に2400万円、合併浄化槽整備に970万円を計上しております。限度額合計3370万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。6ページをお願いいたします。歳出でございます。款1下水道費、予算額1億9774万9000円。国道375号改良に伴う支障移転工事および公共下水処理場の設備更新、環境調査等の委託に伴い、6140万9000円の増でございます。款2公債費、予算額1億4310万7000円、13万7000円の増でございます。償還金換金の増が主な理由でございます。款3予備費、本年度予算額20万円。昨年と同額を計上しております。以上が議案第13号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

健康福祉課長。

●**松嶋健康福祉課長**

続きまして上程いただきました議案第14号、令和2年度君谷診療所特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ469万2000円でございます。4ページをお開きください。歳入の方は、款1診療収入が198万円で、14万4000円の減でございます。2使用料及び手数料は1万3000円。3繰入金99万8000円は、6万8000円の増となっております。前年度比較です。4県支出金が170万1000円となっております。5ページをごらんください。歳出でございます。1総務費が382万4000円、で18万6000円の増。2医業費が84万8000円で、12万9

000円の減予備費が同額の2万円となっております。合計いたしまして5万7000円の増となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

住民課長。

●**旭林住民課長**

上程をいただきました議案第15号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ6億7010万8000円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。まず、歳入4ページをお願いいたします。款1国民健康保険税、7172万9000円。対前年比33万2000円の減額でございます。この保険税につきましては、現在の税率、こちらを用いまして調停見込額に徴収率、現年度分、過年度分、こちらの徴収率を乗じて算定をさせていただきます。款4使用料及び手数料3万円。前年と同額でございます。督促手数料といった内容でございます。款5国庫支出金、126万5000円。こちらは、マイナンバーカードを用いましたオンライン資格確認等システム整備事業費補助金となっております。款8県支出金、5億2405万7000円。対前年比1634万6000円の減額でございます。平成30年度から国民健康保険の財政運営が島根県となっております。保険給付費に必要な費用、こちらが県から市町村へ交付されるものでございます。この中身といたしまして、医療費に充てる普通交付金また保険者努力支援や健康診断、検診事業費などの特別交付金となっております。健康診査に係る事業費でございます。失礼いたしました。款11財産収入4000円、こちらは国民健康保険積立金利息でございます。款13繰入金、7271万9000円。685万円の対前年比増額でございます。国保運営のための基金の取り崩し、職員給与費、財政安定化支援事業費等一般会計からの繰入金を計上してございます。款14繰越金1000円。こちらは科目の頭出し予算でございます。款15諸収入、30万3000円。こちらは前年度と同額でございます。第3者行為納付金を見込みとして計上してございます。続きまして、歳出予算でございます。5ページをお願いいたします。款1総務費、2267万4000円。対前年費671万4000円の増額でございます。主なものといたしましては、一般管理費におきまして、人件費の増額分、また会計年度任用職員に係ります報酬の組み替え及びマイナンバーカードを用いましたオンラインシステム改修導入負担金の新設、こちらが主な要因となっております。なお20ページ以降に給与費明細書を付けておりますので、ご確認をいただければと思います。款2保険給付費5億158万4000円。対前年比684万1000円の減額でございます。こちらは国保連の推計を基に算定をさせていただきます。款8保健事業費1036万5000円。対前年比371万6000円の減額となっております。会計年度任用職員に係る人件費の組替えによる減。また、特定健診委託料の減、こちらが主な内容となっております。特定健診におきましては、人工知能等を活用した受診率向上事業に取り組んでおるところでございます。款9基金積立金4000円。6000円の減額でございます。こちらは科目頭出し予算でござ

ございます。款11諸支出金34万2000円。対前年比1万円の減額でございます。過年度に保険税等の還付が生じた場合、こちらの対応予算となっております。款12保健事業費納付金1億2780万5000円対前年比262万円の減額となっております。こちらは県での国保運営のため、納付する事業費納付金を計上してございます。款13予備費、733万4000円。対前年比262万円の減額でございます。予備費につきましては、保険給付費の内、保険給付費こちら一般被保険者に係ります保険給付費の約1.5%相当分を見込んでございます。歳入歳出ともに、令和2年度予算額6億7010万8000円で、前年度855万9000円の減額予算を計上させていただきました。以上、議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●**福島副議長**

健康福祉課長。

●**松嶋健康福祉課長**

上程いただきました議案第16号、令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8124万5000円でございます。内容につきましては、4ページをお開きください。歳入、款1診療収入3916万円、前年度と同額でございます。2繰入金4183万5000円、24万2000円の増額でございます。使用料及び手数料は25万円、昨年度と同額でございます。続きまして、5ページ歳出の方をご覧ください。款1総務費、7549万4000円。25万1000円の前年度比増でございます。2医業費523万1000円。9000円の減でございます。4予備費52万円、昨年度と同額でございます。歳出の合計が24万2000円の増となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●**福島副議長**

住民課長。

●**旭林住民課長**

上程をいただきました議案第17号、令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8665万2000円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。4ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料5310万2000円。対前年比828万2000円の増額でございます。こちらは後期高齢者医療保険料、2年ごとに改定されることとなっております。均等割額及び所得割率の見直し、この見込に伴います試算の結果、保険料収入が増加する見込みとなっております。款2使用料及び手数料7000円。こちらは前年比増減はございません。こちらは保険料の滞納に係ります督促手数料等を見込んでございます。款5繰入金、1億3271万3000円。対前年比479万2000円の増額でございます。こちら保険基盤安定制度繰入金、この増額が主な理由となっております。款7諸収入83万円。28万8000円の減額でございます。こちらは広域連合からの予防事業等の受託に伴います委託料の減額が主な理由

となっております。続きまして歳出でございます。5ページをお願いいたします。款1総務費562万4000円。対前年比33万6000円の増額でございます。職員の人件費の増額分が主な理由となっております。12ページ以降に給与費明細書を付けておりますので、ご確認をいただきますようお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金1億7989万円。1244万円の増額でございます。こちらは、広域連合の負担金算定より増額計上としてでございます。款3諸支出金、11万円。対前年比5000円の増額でございます。後期高齢者医療保険料還付の際の加算金等、若干増を見込んでの計上でございます。款4健康診査等事業費52万8000円。5000円の増額となっております。従来から取組実施をしております各種検診委託料、こちらが主な内容となっております。款5予備費50万円、こちら前年度同額を計上してでございます。歳入歳出ともに令和2年度予算額1億8665万2000円。1278万6000円の増額予算を計上させていただきました。以上、議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●**福島副議長**

説明の途中ですが、午後1時まで休憩をとりたいと思います。

(休 憩 午 前 11時 53分)

(再 開 午 後 1時 00分)

●**福島副議長**

それでは会議を再開いたします。

一般事件案議案第18号から議案第27号までの10議案について、順次提案理由の説明を求めます。

●**福島副議長**

企画推進課長。

●**石田企画推進課長**

上程いただきました議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について、美郷町潮交流研修宿泊施設の概要や選定方法、指定管理者候補などについてご説明を申し上げます。初めに施設の概要でございます。所在地は、美郷町潮村298番地、建物の構造は木造平屋建て、交流館1棟、宿泊棟10棟、延べ床面積は593.17平米でございます。現在の指定管理者は株式会社グリーンロードだいわでございます。次に選定の方法でございます。現行の指定管理者を指名選定した上で応募要件を含め審査を行いました。制定の理由でございます。この法人は、平成18年度から指定管理者制度によって管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、住民へのサービスにおいて信頼を受けているためでございます。指定管理者の候補者でございます。団体の名称株式会社グリーンロードだいわ、指定期間は令和2年4月1日から令和2年12月31日でございます。指定管理料は825万円を予

定しております。以上、議案第18号について説明を終わります。ご審議のほど、よろしく
お願いいたします。

●**福島副議長**

総務課長。

●**木川総務課長**

それでは上程いただきました議案第19号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。まず提案理由をご説明申し上げます。美郷町基幹集落センターの指定管理者は、現所在地元の都賀西連合自治会としており、その管理の期間が令和2年3月31日をもって終了いたします。令和2年4月以降の管理につきましても、引き続き都賀西連合自治会から指定管理者の指定申請書が提出されております。引き続き、同連合自治会を指定管理者といたく地方自治法第244条の2第6項の規定による議決を得るためこの議案を提出するものでございます。公の施設の名称、美郷町基幹集落センター、指定管理者の指定を受ける団体の名称、都賀西連合自治会指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

企画推進課長。

●**石田企画推進課長**

上程いただきました議案第20号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について、ご説明を申し上げます。次ページの方をお願いいたします。平成28年度から平成32年度を経過期間としました過疎地域自立促進計画に対して、令和元年度以降の新たな計画や変更を照査した事項を追記変更するものでございます。変更前と変更後の対比にて説明いたします。区分1産業の振興です。変更後の下線の部分が追加となり、計画概要に旧JR三江線の跡地施設の効果的な観光利用を目的として、今後の利活用を位置づけるものです。また、商標登録を行いました美肌県美肌町について、美肌に関するコンテンツを有効活用してPRを図るための追記でございます。下段2ページから次の3ページにかけては、これによる事業名及び事業内容の追記となります。3ページの下段をお願いいたします。区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進です。現在、整備に向けて検討しております告知端末の整備事業、サテライト整備事業、昨年度から継続しておりますホームページ再構築事業について、事業の追加をしたものです。4ページをお願いいたします。区分4、生活環境の整備です。現在、事業を進めております防災拠点整備事業について追加しております。また、下段には防災拠点整備事業を含めた防災関連の事業を追加しております。5ページをお願いします。区分8集落の再編です。新たに5つの事業を追加するものです。集落再編事業として3つ、自立促進特別事業として2つを追加しております。6ページ以降は、過疎地域自立促進特別事業分において詳細事項の追加記載、事業年度の変更等について、記載をしたものでございます。なお事業年度の表記につきまして、平成を引き続き使用しております。このことは、県とも協議を行った結果、令和と読み変えて良いということでございましたの

で、平成と記載しております。以上、議案第20号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第21号、京覧原辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明を申し上げます。交通条件及び自然的、経済的などの諸条件に恵まれず、中山間地などで辺地事業債を財源とする事業に取り組むため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律において計画を策定するものでございます。追加となる公共的施設を必要とする事業は、君谷地区除雪車車庫の建設でございます。現在は、町中心部である端数地域にしか保管場所がない状況で、その都度機械の改装を余儀なくされ、また仮置きとして駐車するスペースには、風雪をしのぐ屋根がなく点検作業にも支障を来しているという状況です。君谷地区に除雪体制の基幹基地となる除雪車車庫を建設し、機械の長寿命化、スムーズな除雪体制の構築と作業率アップを図り、除雪体制の強化を満たすものでございます。計画期間は、令和2年度の1年間でございます。事業費は3000万円、1辺地対策事業債の充当予定は、990万円でございます。これを整備計画に追加するものです。以上、議案第21号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第22号、宮内辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。計画の目的は先ほどと同じでございます。追加となる公共施設を必要とする事業は、町道都賀行宮内線の道路改良でございます。都賀行地区と比之宮地区を結ぶ幹線道路で、生活に欠かせない重要路線であり、特に、町中心部への通勤利用者が多いという状況でございます。現状として、幅員が狭く急カーブも多いことから、特に冬季の通行に支障を来しているため、改良により交通の安全を確保することを目指すものでございます。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。事業費は2億5000万円。内、辺地対策事業債の充当予定は2億5000万円でございます。これを整備計画に追加するものでございます。以上、議案第22号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島副議長**

総務課長。

●**木川総務課長**

上程いただきました議案第23号、美郷町新町建設計画の一部変更についてご説明いたします。まず提案理由を申し上げます。この変更は平成16年の町村合併に当たり、合併後の美郷町の建設の基本方針、まちづくり施策等を示すために策定した新町建設計画について、その期間を5年間延長し、令和6年度までとするものでございます。これに伴い合併特例債の起債可能期間を5年間延ばすことができることとなります。この計画に基づき実施する事業につきましては、合併特例法により合併後の10年間について地方債である合併特例債の起債が可能であり、当初は平成26年度まで策定しておりました。その後、平成24年に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正施行によ

り、起債可能期間が15年間まで延長可能となったため、平成26年には計画の期間を平成31年度まで延長したところでございますが、平成30年の法改正で起債可能期間が20年間まで延長になっております。なお、この変更議案提出に当たりましては、法に基づく県との事前協議を終えております。変更点の概要及び要点についてご説明いたします。今回の変更は、期間を延長することで、計画内容に変更はございません。また期間延長に伴い、数値などの時点修正を行っております。1点目は、計画期間の延長であります。これに係る変更を新旧対照表4ページをお願いいたします。見出し第1章序論で行っております。計画で定めている期間を合併後の15年間の平成31年度までから20年間の令和6年度とし、所要の箇所、記述の変更を行っております。2点目は計画の主要指標の時点見直しでございます。これに係る変更を新旧対照表6ページの見出し、第3章主要指標の見直しで行っております。人工と就業人口の見直しについて、前回の延長当時の推計から、これまでの実績と変更する現時点での推計に変更するものでございます。なおこの推計は、計画策定時に引用した国立社会保障人口問題研究所の推計に基づいております。3点目は、財政計画の時点見直しでございます。これに係る変更を新旧対照表9ページの見出し第8章財政計画と12ページの別紙4財政シミュレーションで行っております。財政の見直しについて、前回の延長当時の推計から、これまでの実績と変更する現時点での推計に変更するものでございます。この財政見直しは、平成31年2月に策定し、公表した中期財政計画に基づいたものでございます。計画を延長することで、令和2年度から6年度までの事業を行う場合に、合併特例債の充当ができることとなります。起債可能となる額は約5億3000万円で、大和荘建設事業の繰越分の費用に充てることとができますこととなります。以上が議案第23号の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●**福島副議長**

建設課長。

●**添谷建設課長**

上程いただきました議案第24号、町道路線の認定についてご説明いたします。この度上程いたしました路線は、路線番号452号、路線名は長藤宮内線でございます。起点は美郷町長藤958番8地先。終点は美郷町宮内788番4地先でございます。内容につきましては、国道375号を起点といたしまして、笹目集落内を通過し、終点の県道邑南飯南線を結ぶ林道大和線の町道認定をお願いするものでございます。区間延長は3404メートルでございます。以上が議案第24号でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第25号、町道路線の変更について、ご説明いたします。この度、上程いたしました路線は、路線番号296号、路線名は西円寺支線でございます。変更は、旧起点美郷町都賀本郷418番9地先を新しい起点として、都賀本郷430番地先に変更するものでございます。内容につきましては、次ページをごらんください。旧起点を町道西円寺線としていたのを、改良工事が完了いたしましたので、新しい起点として町道山手線とするものでございます。路線延長は52.5メートル延びまして208.

9メーターとなります。以上が議案第25号でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●**福島副議長**

住民課長。

●**旭林住民課長**

上程になりました議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明をいたします。まず人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、基本的人権を擁護し、自由、人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることになっております。美郷町では6名の方がその任に当たられており、そのうちお2人が令和2年6月30日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を聞いて、法務省に推薦することになっており、この度推薦に当たり意見を求めるものでございます。本議案では現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております粕渕の西原真公様について、2期目の推薦をお願いしたいものでございます。西原さんは、平成29年3月議会で推薦の承認をいただき、平成29年7月1日から1期目を務めていただいているところですが、本年6月30日で、任期満了となります。現在、西原さんは50歳で、浄土真宗本願寺派、浄土寺住職お勤めになられる中、美郷町社会教育委員、文化財保護審議会委員及び銀山街道保存活用計画策定委員等をお勤めをいただいております。また、人権擁護委員としてのご活躍の中では邑智地域の常務委員として、浜田人権擁護委員協議会の会務、連絡調整などにも携わっておられます。地域の信頼も厚く、人格人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方でございます。この西原真公さんを引き続き適任者として推薦いたしたく、議員の皆様のご意見を賜りたく存じます。尚、人権擁護委員の任期につきましては3年間でございます。以上で議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

続きまして上程になりました議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。議案第26号と同様に、人権擁護委員の推薦に当たり議会の意見を求めるものでございます。趣旨等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思ひます。現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております吾郷地域栗原の増田秀章さんが本年6月30日で任期満了となります。増田さんは、1期3年にわたって、人権擁護委員としてご活躍をいただき、邑智地域の委員として浜田人権擁護委員協議会の部会活動また特設人権相談所開設事業等に積極的に関わっていただいております。増田さんに対しましては、敬意と感謝を表したいと思ひます。この度、その増田さんの後任として別府地域別府の原修さんを推薦いたしたく提案するものでございます。原さんは現在73歳、民生委員として地域の相談支援に携わっておられます。平成11年2月に旧邑智町議会議員として当選され、平成21年7月にご勇退されるまでの約10年半は地域のみならず町全体の発展に貢献されてまいりました。また、平成30年7月から令和2年1月までは美郷町人権同和教育推進協議会、こちらの副会長として活

動され、人権同和問題に対する知識も熱く、公私ともに地域に貢献されているところがございます。何事にも熱心に務められ、地域の信頼も厚く、人格人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方でございます。この原修さんを適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。なお、同じく任期は3年間でございます。以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

●**福島副議長**

全議案の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、3月2日火曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 1 時 2 2 分)